

# チャイナタックスアラート

(中国税務速報)

第 5 回 2016 年 2 月



## 最新公布・ハイテク企業認定管理弁法

### 本アラートの分析対象法規:

科学技術部、財政部、国家税務総局は共同で、「ハイテク企業認定管理弁法」(国科発火[2016]32号)を、2016年1月29日付けで公布し、2016年1月1日より施行。

科技部、財政部及び国家税務総局は共同して、2016年1月29日付けで、「ハイテク企業認定管理弁法の改正及び公表に関する通知」(国科発火[2016]32号)(以下、「32号文」)を發布した。従来の、国科発火[2008]172号文(以下、「172号文」)と比較した場合、32号文の制定趣旨は172号文と基本的に一致しているものの、認定要件や認定手続、監督管理などについては調整及び更新が行われた。今後、管轄官庁及び企業の各政策実施と遵守が期待される。

### 主要な変更点

32号文と172号文を比べて、主要な変更点は以下の3つである。

#### 1. 認定要件の更新

##### 研究開発費要件

研究開発(R&D)費では、直近1年間の売上高が5,000万元以下の小規模企業の研究開発費用の比率に関する要求は6%から5%に引下げられた。今回の研究開発費比率の引下げにより、中国政府が小規模企業に対して今後も優遇措置を実施する傾向にあることを鮮明にした。なお、直近1年間の売上高が5,000万元~2億元の中規模企業および売上高2億元超の大企業に対しては、研究開発費用の比率に関する要求は、これまで通り4%および3%に据え置かれた。

##### 従業員要件

従業員要件では、172号文の「大学専科(専門学校・短期大学に相当する)以上の学歴を有する科学技術職者の割合が従業員総数の30%以上でなければならない」との要求を廃止して、新たに、「企業のR&D活動及び関連のテクノロジー・イノベーション活動に従事する科学技術職者の従業員総数に占める割合は10%を下回ってはならない」との要求に変更された。今回の、従業員要件の緩和は、すべての企業に便益をもたらすだけでなく、現代的なR&D管理モデルとも、一層合致したものとなった。ただし、「研究および

関連するテクノロジー・イノベーションに従事する科学技術職者」の定義は未だに不明確である。現時点では、科学技術職者数の対従業員総数比率を算定する場合、企業はどのような従業員が科学技術職者に該当するかを自社で決定することができる。このため、R&D活動を兼務、あるいはサポートする者は、科学技術職者の人数に算入される可能性が高くなるが、このことは再度確認する必要がある。

### 知的財産権要件

知的財産権要件も変更されている。172号文では、企業は、「直近の3年間に自主研究開発、譲受、受贈、買収合併などの方法、または5年以上の独占的ライセンスをもって主要製品(サービス)のコア技術に対する自主的な知的財産権を取得する」ことが要件とされていたが、32号文では、「企業が自主研究開発、譲受、受贈、買収合併などの方法により、主要製品(サービス)の核心技術となる知的財産権を取得する」と変更された。この結果、172号文において、企業は5年以上の独占的ライセンスによって知的財産権を取得できるが、32号文の公布に伴って廃止される。これは、イノベーションおよびR&Dを奨励する中国政府の方向性を示唆するものである。また、32号文は、企業の知的財産権に関する要件に対して、「直近3年間に取得」および「自主的な知的財産権」など限定的な文言が削除された。このことは、企業がハイテク企業申請に用いる知的財産権は、直近3年間以内に取得したものでなくてもよいことになる。ただし、具体的な実務上のガイドラインはまだ明確にされていない。

### 指標要件

従来からの、4つの指標評価の条件は、「企業のイノベーション能力評価」と変更された。ただし、具体的な評価基準はまだ公布されていない。

## 2. 申請資料の変更

32号文は、新たに複数の申請資料を追加した。そのうち重要な変更は、企業に対して「ハイテク製品(サービス)のコア技術及び技術指標」および「認証・認可及び関連資格証明書」の提出を要求している点である。そのほか、「科学研究プロジェクト計画の証明書、科学技術成果物の転化、研究開発の組織管理などに関する資料」、さらに「直近3会計期間の企業所得税年度納税申告表」などの資料も含まれる。

今回の変更は、ハイテク企業のコンプライアンスに対するハードルが大幅に引き上げられた一方で、管轄官庁は企業に対し、技術面の認定要件の充足を証明するための包括的な資料提供を求める姿勢を具体化させた。

## 3. 事後監督管理の強化

- 32号文は、企業に対して、毎年5月末までに年度発展状況報告表の記入を要求する規定を追加した。
- 科技部、財政部及び国家税務総局が、無作為による抽出検査と重点検査を組み合わせた検査方式を構築し、各地のハイテク企業認定管理事務に対する監督・検査を強化する。
- コンプライアンス違反に関するペナルティ規定を明確にした。すなわち、ハイテク企業の資格を取消された企業は、不正行為の発生日が属する年度に過年度に享受してきたハイテク企業の税務上の優遇措置に関して追徴課税される可能性がある。

### まとめ

KPMGは、上述した政策の変更に対応するため、以下の事項に十分に留意されるようご提案する。

32号文の公布は、中国政府が引き続き、ハイテク企業への優遇政策の実施を奨励及び支持する意思を明示するものである。管轄官庁は、特定の認定要件を緩和する反面、申告資料及びハイテク企業への監督管理と査察の要件を強化した。

R&D 税務問合せ先  
中国



**Alan Garcia**  
R&D 税務 Centre  
of Excellence 主管パ  
ートナー



**楊彬**  
中国 R&D 税務パートナー  
+86 20 3813 8605

華中区



**張日文**  
税務パートナー  
+86 21 2212 3415



**鄭達隆**  
税務ディレクター  
+86 21 2212 3080

華北区



**蔣俊**  
税務パートナー  
+86 10 8508 7511

香港



**楊嘉燕**  
税務パートナー  
+852 2143 8753

このため、ハイテク企業資格の申請を予定する企業は、申請資料及び査察・監督管理に関する要件の強化に伴うリスクを回避するため、事前に対応策を講じておかなければならない。企業は、特に以下の2点に注意する必要がある。

- 知的財産権に関する要件および変更内容から見ると、管轄官庁は、申請企業の先端技術及び知的財産権、さらには企業の R&D 活動、コア技術、主要製品(サービス)との関連性をより一層重視することを明確にした。
- 申請資料に関する要件の細分化および厳格化(認証・認可及び関連資格証明書に対する要件など)、並びに監督管理の強化に対処するため、企業は、記録の同時保存と R&D 活動に対する体系的な管理を重要視する必要がある。

なお、32号文では、科技部、財政部及び国家税務総局が、より詳細な「ハイテク企業認定管理作業ガイドライン」を制定する旨を明記している。

KPMG は、政府機関と緊密なコミュニケーションを維持しながら、企業が直面する実務上の課題に向き合い、担当機関に対しても、フィードバックし、さらにはハイテク企業認定の手続に関する操作性の利便強化を図っている。

ハイテク企業、又はその他中国科学技術イノベーションに関する優遇税制についてのより詳細な情報に関しましては、お気軽に KPMG のコンサルタントにご照会ください。また、下記のリンクへアクセスしていただき、KPMG の関係刊行物もご参照ください。

- [アジア太平洋地域における研究開発に関するガイドライン-研究開発の優遇税制に関する概要](#)
- [知的財産権\(IP\)管理:ハイテク企業/移転価格に関する刊行物](#)
- [中国への展望-2014年研究開発政策に関する刊行物](#)

